

監査監第1971号  
令和7年12月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様  
さいたま市議会議長 伊 藤 仕 様

さいたま市監査委員 井 山 剛 之  
同 工 藤 道 弘  
同 阪 本 克 己  
同 金 井 康 博

工事監査結果報告書の提出について(通知)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

# 工事監査結果報告書

## 1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

## 2 監査の対象

### (1) 対象課所

スポーツ文化局

スポーツ部

スポーツ振興課

文化部

文化振興課、大宮盆栽美術館、岩槻人形博物館

経済局

商工観光部

経済政策課、労働政策課

農業政策部

農業政策課、農業環境整備課、農業者トレーニングセンター

見沼グリーンセンター、食肉中央卸売市場・と畜場

都市局

都心整備部

都心整備課、大宮駅東口まちづくり事務所、大宮駅西口まちづくり事務所

建設局

北部建設事務所

下水道再整備課、下水道建設課

### (2) 監査の範囲

令和5年度繰越工事及び令和6年度に契約した工事のうち、最終契約金額が1,000万円以上の次に掲げる工事を対象とした。

また、令和6年度に契約した施設修繕のうち、次に掲げる施設修繕を対象とした。

担 当		工 事 名
スポーツ文化局 スポーツ部	スポーツ振興課	さいたま市多目的広場整備工事（見沼区大字東門前）
経済局 農業政策部	農業政策課	農業者トレーニングセンター管理地内外道路工事（その1）
	農業環境整備課	岩槻区末田地区用水路整備工事（末田127）

担 当		工 事 名
都市局 都心整備部	大宮駅西口まちづ くり事務所	大宮駅西口第四地区区6-9号線外道路整備工 事（R6-1）
建設局 北部建設事務所	下水道再整備課	芝川第8処理分区下水道工事(北再-R6-3001) (ゼロ債)
	下水道建設課	鴨川第5排水区下水道工事（北建-R5-2002）

担 当		施 設 修 繕 名
スポーツ文化局 文化部	文化振興課	プラザイースト新紙幣対応駐車場管制設備 修繕
		プラザウエスト新紙幣対応駐車場管制設備 修繕
		プラザノース新紙幣対応駐車場管制設備修 繕
	大宮盆栽美術館	さいたま市大宮盆栽美術館 門扉修繕
	岩槻人形博物館	さいたま市岩槻人形博物館女子トイレ便フ タ開閉修繕
さいたま市岩槻人形博物館女子トイレ便フ タ及び便座開閉修繕		
経済局 商工観光部	経済政策課	さいたま市産業振興会館空調機器系統補給 水用シスターンポンプ交換修繕
	労働政策課	さいたま市北浦和駅東口公衆トイレ自動ド ア装置交換修繕
経済局 農業政策部	農業者トレーニン グセンター	農業者トレーニングセンター高圧受電設備 改修修繕（ケーブル張替）
		農業者トレーニングセンター高圧受電設備 改修修繕（PAS交換）
	見沼グリーンセン ター	さいたま市大宮花の丘農林公苑東屋修繕
	食肉中央卸売市 場・と畜場	さいたま市食肉市場係留所チラーユニット 修繕
都市局 都心整備部	都心整備課	さいたま新都心Dデッキエキスパンションジ ョイント外修繕
	大宮駅東口まちづ くり事務所	OMテラス男子トイレ等改修修繕

### 3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

- (1) 計画  
関連工事相互間の調整は適切に行われているか。
- (2) 設計  
コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- (3) 積算  
数量及び金額は正確か。また、算出根拠は明確か。
- (4) 契約  
追加契約あるいは設計変更等による契約変更の場合、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。また、事務は適時かつ適切に行われているか。
- (5) 施工  
法令等を遵守して施工されているか。
- (6) 検査  
検査の実施時期に遅れはないか。

### 4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、法令等に基づき事務手続等が適正に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに、書類調査及び現場調査を実施した。

### 5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所  
監査事務局及び現地
- (2) 監査期間  
令和7年8月4日（月）から令和7年12月23日（火）まで

### 6 監査の結果

- (1) 監査基準第17条第2項の規定に基づく記載  
上記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務等が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。
- (2) 指摘事項（監査基準第17条第4項の規定に基づく記載）  
次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、その措置を講じられたい。  
ア 工事  
（ア） 農業者トレーニングセンター管理地内外道路工事（その1）  
a 施工

管きよ及びボックスカルバートの施工において、高さが2 m以上の開口部を設けていた。

墜落により労働者に危険が及ぶおそれのある箇所には、囲い等を設けなければならない、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないにもかかわらず、措置を講じていない状況が見受けられた。

労働者等に危険を及ぼすおそれがあることから、労働安全衛生規則第519条の趣旨に基づき、受注者を指導・監督すべきである。

b 検査

工事完成書類において、工事完成通知書の決裁を部長決裁とすべきところ課長決裁としていたことから、さいたま市事務専決規程第3条により、適正に文書処理をすべきである。

【経済局 農業政策部 農業政策課】